（３）その他

１　マイナンバーカードの被保険者証利用（オンライン資格確認）について

（１）　マイナンバーカードの被保険者証利用

①　マイナンバーカードで受診するためには、マイナポータルで登録が必要
　※令和２年８月７日より事前登録開始（スマートフォン、市役所等）

②　被保険者証の資格確認を、マイナンバーカードのＩＣチップの電子証明書を用いて行うが、マイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはない。

③　カードリーダーにかざして資格確認（顔またはパスワード認証）

④　窓口ではマイナンバーカードを預からない。

（２）　医療機関等での利用開始時期

①　令和３年３月（予定）
　ただし、資格確認端末と顔認証付きカードリーダーが設置された医療機関等のみで利用可能

②　令和５年３月末までに、概ねの医療機関等で導入される予定

（３）　主なメリット

①　健康保険証としてずっと使える。
　就職や転職、引っ越ししてもマイナンバーカードで受診できる。

②　窓口への書類の持参が不要に
　高額療養費の限度額認定証などの書類の申請や持参が不要となる。

③　健康管理や医療の質が向上
　マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診データ等を確認できる。
　患者の同意のもと、医師や薬剤師が情報を確認できる。

④　医療保険の事務コストの削減
　医療保険の請求誤りや未収金が減少する。　　など

（４）　今後の予定・展望

令和２年秋頃	保険者で個人単位の２桁番号を付番 （被保険証番号＋個人単位の２桁番号）
令和３年３月	マイナンバーカードによるオンライン資格確認の開始 特定健診情報の連携開始
４月	新規発行の保険証に２桁の番号を追加
７月	全被保険者へ新しい番号の保険証を郵送（毎年の更新期）
10月	薬剤情報・医療費情報の連携開始
令和４年夏頃	電子処方箋の仕組みを構築 手術、移植、透析、医療機関名等を連携